

09852P-00 2023年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

財務諸表論

▼
完全無欠の総まとめ



令和4年度試験対策

合格ノウハウが凝縮された、要点整理テキスト！

TAC出版

TAC PUBLISHING Group

はじめに

本書は、税理士試験の必修科目の一つである「財務諸表論」について、学習上、車の両輪のような関係にある「理論」と「計算」に二分して、項目（テーマ）別にコンパクトにまとめたものです。

しかし、単に税理士試験の対策として必要な要点を簡略化してまとめたものではありません。基礎知識が未習熟な人でも、学習の手助けとなるように、基礎となるポイントを確実に押さえた内容となっています。

「財務諸表論」に初めて挑戦する人は、どのように勉強を進めていけばよいか五里霧中の状態になりがちですが、本書は、各項目の最初に「学習のポイント」を表示するなど、初めて学ぶ人でも学習が効率よく進められるように、さまざまな工夫を凝らしています。ですから、これから勉強を始めようと考えている人でも十分に使いこなすことができます。

すでにひとつおり学習をした人は、「攻略のコツ」や「まとめ」で、知識に欠落がないかを確かめることができます。また、復習や試験前の総まとめの際にも最適なパートナーとなってくれるでしょう。

本書は、税理士試験で毎年抜群の実績を残しているTACで使用している基本テキストをベースにまとめたものですから、税理士試験に限らず、会計学を受験科目とする、簿記検定1級、不動産鑑定士、国税専門官など各

種試験に対応した知識を習得することもできます。

税理士試験に限らず、試験勉強は、何度も繰り返し学習することで習熟度を増すことができるものです。「本書の特長と使い方」を参考に、自己の習熟度を確かめながら、受験勉強を進めていってください。

本書が、税理士試験などを受験する人の、力強い味方になれば幸いです。

T A C 税理士講座

本書の特長と使い方

- ① 本書は、「財務諸表論」を「理論編」と「計算編」に分けた**2部構成**になっています。「理論」と「計算」は学習上不可分であり、「理論」と「計算」を同時に学習したほうが学習効率もよいとの考えから、相互に関連づけて学習できるように項目をまとめました。
- ② 各項目は税理士試験の**重要度に応じて、「A☆☆☆」」「B☆☆」「C☆」の3段階で明示**しています。そのため、出題頻度の高い項目から取り組むなど、自己のスケジュールに合わせて学習することができます。
- ③ 各項目の最初に、効率のよい学習ができるように、**「学習のポイント」**として要点を提示しています。
- ④ 重要な事柄を、文章の中で理解したほうがよいものは文章に、図表の中で視覚的に理解したほうがよいものは図表にまとめてあります。
- ⑤ 各項目に関連する、覚えておきたい重要な語句は**「重要語句解説」**にまとめています。
- ⑥ 各項目の要点を再確認できるように、**「まとめ」**にコンパクトに集約してあります。そのため、学習を進めるなかで要点を確認したい場合、一目でチェックすることができます。
- ⑦ 重要項目の理解と暗記には、繰り返し学習することが大切です。そこで、自己の学習がどの程度進んでいるかを確認できるように、各項目の最初のページに

「学習度チェック」を付けました。

- ⑧ 卷末には、チェックしたい項目が簡単に引き出せるように「索引」が付いています。この索引によって、「理論編」と「計算編」の両者を関連づけながら学習することができます。
- ⑨ 「計算編」には、外出先でも学習できるように、簡単な設例によって、仕訳や公式の内容を解説してあります。

(本書は令和3年9月現在の施行法令に準拠しています。)

目 次

☆☆☆：重要度A
☆☆：重要度B
☆：重要度C

〔理論編〕

はじめに	2
会計とは／会計の種類／財務諸表と財務諸表論／財務諸表論の二面性／理論の学習内容／計算の学習内容	
1 財務諸表論の全体構造 I	☆ 4
財務会計の意義／財務会計の機能	
2 静態論・動態論	☆ 6
静態論の特徴／動態論の特徴	
3 会計公準・会計原則	☆ 8
会計公準の意義／会計公準の内容／真実性の原則／正規の簿記の原則／資本・利益区別の原則／明瞭性の原則／継続性の原則／保守主義の原則／单一性の原則／重要性の原則	
4 損益会計	☆☆☆ 14
期間損益計算／現金主義会計と発生主義会計／企業会計原則に準拠した発生主義会計の枠組み／収益の認識／収益の具体的な認識基準／費用の認識原則／発生主義の原則における「発生」についての解釈／収益・費用の測定	
5 資産	☆☆☆ 20
資産の分類／貨幣性資産の評価／費用性資産の評価／原価主義の原則／費用配分の原則／取得原価主義の限界（問題点）	

6 棚卸資産	☆☆☆	24
棚卸資産の範囲／棚卸資産の取得原価／棚卸資産の費用配分／数量計算の方法／金額計算の方法		
7 有形固定資産	☆☆☆	30
有形固定資産の取得原価／減価償却の意義／減価償却の目的／減価償却の効果／減価償却の方法／臨時損失／資本的支出と収益的支出／減耗償却／取替法		
8 無形固定資産	☆	36
のれん		
9 繰延資産	☆☆☆	38
繰延資産の意義／繰延経理の根拠／各繰延資産の取扱い		
10 負債	☆☆	40
負債の分類／負債の評価		
11 引当金	☆☆☆	42
引当金の意義と要件／引当金の計上根拠／引当金の分類／偶発債務／引当金と積立金／負債性引当金と未払費用／貸倒引当金と減価償却累計額		
12 財務諸表	☆☆	46
財務諸表の体系／損益計算書の本質／損益計算書作成の考え方／損益計算書における総額主義の原則／損益計算書における費用収益対応表示の原則／損益計算書における区分表示の原則／貸借対照表の本質／貸借対照表の機能／貸借対照表完全性の原則／貸借対照表における総額主義の原則／貸借対照表における区分表示の原則／貸借対照表における配列方法／貸借対照表における科目の分類基準		

13 財務諸表論の全体構造Ⅱ	☆☆	52
概要／収益費用アプローチと資産負債アプローチ／資産の意義／負債の意義／割引現価主義／クリーン・サープラス関係		
14 財務会計の概念フレームワーク	☆	56
概念フレームワークの概要／財務報告の目的／会計情報の質的特性／財務諸表の構成要素		
15 金融基準	☆☆☆	60
金融資産・金融負債の範囲／金融資産・金融負債の発生の認識／金融資産・金融負債の消滅の認識／金融資産の評価に関する基本的考え方／金銭債権・債務／売買目的有価証券／満期保有目的の債券／子会社株式および関連会社株式／その他有価証券／市場価格のない株式等／有価証券の減損処理／デリバティブ取引／ヘッジ会計		
16 リース基準	☆☆	70
ファイナンス・リース取引／ファイナンス・リース取引の会計処理／減価償却方法／リース資産／リース債務／リース資産・リース債務計上額の算定		
17 減損基準	☆☆☆	74
減損処理の意義／減損会計の目的／減損処理と時価評価の相違／会計手続の流れ／「減損基準」における減損処理の問題点		
18 棚卸資産基準	☆☆☆	78
通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価／トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価		
19 研究開発基準（ソフトウェア含む）	☆	80
研究開発費／ソフトウェア		

20 退職給付基準	☆☆ 84
退職給付／退職給付債務／退職給付債務の算定／年金資産／退職給付費用／過去勤務費用および数理計算上の差異の遅延認識／重要性基準・回廊アプローチ／連結財務諸表における会計処理	
21 資産除去債務基準	☆☆ 90
資産除去債務の定義／資産除去債務の負債計上／会計処理／除去費用の資産計上と費用配分	
22 税効果基準	☆☆ 94
税効果会計／法人税等の性質／税効果会計の処理方法／一時差異と期間差異の相違(関係)／繰延税金資産／繰延税金負債	
23 企業結合基準	☆☆ 98
企業結合とは／「取得」と「持分の結合」／「取得」の会計処理	
24 事業分離基準	☆☆ 102
事業分離とは／分離元企業の会計処理／被結合企業の株主の会計処理	
25 外貨換算基準	☆ 104
外貨換算の方法／外貨建取引／為替予約等	
26 純資産表示基準	☆☆ 106
純資産の概要／株主資本／資本剰余金／利益剰余金／自己株式の取扱い／株主資本等変動計算書／分配可能額計算	
27 ストック・オプション基準	☆ 112
ストック・オプションの意義／権利確定日以前の会計処理／権利確定日後の会計処理	
28 包括利益計算書基準	☆☆ 114
包括利益とその他の包括利益／包括利益を表示する計算書／包括利益表示の目的	

- 29 キャッシュ・フロー計算書基準** ━━━━━━ ☆ 116
キャッシュ・フロー計算書の概要／キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲／キャッシュ・フロー計算書の表示区分／「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法／法人税等の表示区分／利息および配当金の表示区分
- 30 連結財務諸表基準** ━━━━━━ ☆ 120
連結財務諸表の作成目的／連結財務諸表作成の一般原則／連結基礎概念（連結財務諸表作成に関する基本的考え方）／子会社の判定基準
- 31 四半期財務諸表基準** ━━━━━━ ☆ 122
四半期財務諸表の性格／四半期財務諸表の特徴
- 32 会計上の変更等基準** ━━━━━━ ☆ 124
会計方針の変更／表示方法の変更／会計上の見積りの変更／臨時償却の廃止／過去の誤謬
- 33 収益認識基準** ━━━━━━ ☆☆ 128
収益認識（基本となる原則）／契約の識別（ステップ1）／履行義務の識別（ステップ2）／取引価格の算定（ステップ3）／取引価格の配分（ステップ4）／収益の認識（ステップ5）

〔計算編〕

- 1 計算規則B/S・P/Lのフォーム ━━━━━━ ☆☆ 132
　　計規B/Sのフォーム／計規B/Sの作成手続／
　　計規B/Sの各区分の合計額の記載／計規P/L
　　のフォーム／計規P/Lの作成手続
- 2 計規B/Sの概要 ━━━━━━ ☆☆ 136
　　資産の部・流動資産の表示科目／資産の部・
　　固定資産の表示科目／資産の部・繰延資産の
　　表示科目／負債の部・流動負債の表示科目／
　　負債の部・固定負債の表示科目／純資産の部
　　の表示科目／資産の流動・固定分類表示／負
　　債の流動・固定分類表示／経過勘定項目の表
　　示
- 3 計規P/Lの概要 ━━━━━━ ☆☆ 142
　　売上高の表示／売上原価の表示／販売費及び
　　一般管理費の表示／営業外収益の表示科目／
　　営業外費用の表示科目／特別利益の表示科目
　　／特別損失の表示科目
- 4 注記表の概要 ━━━━━━ ☆☆☆ 144
　　注記事項とは／注記表の概要／重要な会計方
　　針に係る事項に関する注記／貸借対照表等に
　　に関する注記／損益計算書に関する注記／株主
　　資本等変動計算書に関する注記／税効果会計
　　に関する注記／1株当たり情報に関する注記
- 5 現金・預金 ━━━━━━ ☆☆ 148
　　現金の範囲／現金とまちがえやすい項目／預
　　金の範囲／銀行勘定の調整／当座借越／現
　　金・預金に関連する注記事項

6 金銭債権

☆☆☆ 154

金銭債権の範囲と表示科目／関係会社の意味
／関係会社に対する金銭債権の表示／貸倒引
当金の表示／貸倒引当金の会計処理／貸倒れ
発生時の処理と表示／割引手形・裏書手形の
処理／不渡手形／不渡手形の会計処理／不渡
手形の性格とB/S表示区分／破産更生債権等
／貸倒見積高の算定／前期貸倒債権の取立／
金銭債権に関連する注記事項

7 有価証券

☆☆☆ 170

有価証券の範囲／有価証券の表示科目／組合
等に対する出資の表示科目／売却損益のP/L
表示区分と表示科目／売買目的有価証券の処
理・表示／満期保有目的の債券の処理・表示
／子会社株式・関連会社株式の処理・表示／
その他有価証券の処理・表示／有価証券の減
損処理／有価証券の売買の認識／証券投資信
託／剩余金の処分による配当を受けた場合の
会計処理／ゴルフ会員権／有価証券に関連す
る注記事項

8 たな卸資産

☆☆☆ 188

たな卸資産の表示科目／たな卸資産の評価／
減耗損・評価損のP/L表示区分／減耗損・評
価損の表示科目／売上原価の内訳科目とした
場合のP/L表示／売価還元法／売上原価の付
加項目／たな卸資産に関連する注記事項

9 有形固定資産

☆☆☆ 198

有形固定資産の表示科目／有形固定資産の範
囲／投資不動産のB/S表示／取得に伴う付隨
費用の範囲／減価償却の方法／減価償却費の
表示／減価償却累計額の表示／有形固定資産
の売却に伴う会計処理／有形固定資産の除却
に伴う会計処理／買換の会計処理／耐用年数
の短縮に伴う会計処理／災害にあった場合の
会計処理／圧縮記帳（直接減額方式）／ファ
イナンス・リース資産の会計処理／減損会計
／有形固定資産に関連する注記事項

10 無形固定資産	☆☆ 214
無形固定資産の表示科目と範囲／無形固定資産の償却／無形固定資産の表示／ソフトウェア／無形固定資産に関連する注記事項	
11 繰延資産	☆☆ 218
繰延資産の表示科目と範囲／繰延資産の処理方法／繰延資産の表示／研究開発費の会計処理および表示／繰延資産に関連する注記事項	
12 金銭債務	☆☆☆ 222
金銭債務の範囲と表示科目／預り金の表示科目／関係会社に対する金銭債務の表示／普通社債の期末評価／金銭債務に関連する注記事項	
13 引当金	☆☆☆ 228
負債の部に表示される引当金の範囲／B/S表示区分と繰入額のP/L表示区分／引当金の使用（取崩）／引当金に関連する注記事項	
14 退職給付会計	☆☆☆ 232
退職給付に関する会計処理の概要／退職給付債務／勤務費用と利息費用／年金資産／退職金の支給／数理計算上の差異／過去勤務費用／会計基準変更時差異／退職給付会計における会計処理／退職給付会計における表示方法／退職給付会計に関連する注記事項／小規模企業等における簡便法	
15 純資産会計	☆☆☆ 248
新株発行に伴う会計処理と表示／資本金および資本準備金の額／剰余金の配当に伴う準備金の積立／株主資本の計数の変動／自己株式の処理・表示／新株予約権／新株予約権付社債／株主資本等変動計算書／純資産に関連する注記事項	
16 税金	☆☆☆ 268
通常の法人税・住民税の処理と表示／事業税の処理と表示／法人税等の追徴税額（過去の誤謬に該当しないもの）／法人税等の還付税額（過去の誤謬に該当しないもの）／消費税等の会計処理方法／その他の税金	

17 税効果会計	☆☆☆ 274
税効果会計の概要／税効果会計（資産負債法） の会計処理および財務諸表への表示／税効果 会計に関する注記事項	
18 分配可能額計算	☆☆ 286
分配可能額の計算／最終事業年度末日の剩余 金の額／効力発生日における剩余金の額／控 除すべき額	
19 外貨建取引	☆☆ 292
取引発生時において適用する為替相場／取引 決済時において適用する為替相場／為替差損 益の会計処理と表示／決算時において適用する 為替相場／為替予約とは／為替予約が付された 場合の会計処理（振当処理）／外貨建有価証券の期末換算／外貨建取引に関する注 記事項	
20 財務諸表等規則における固有の表示	☆ 308
財務諸表等規則における財務諸表の体系／ 財務諸表等規則における貸借対照表の標準 フォーム／財務諸表等規則における損益計算 書の標準フォーム／関係会社等に対する金銭 債権・債務の表示／財務諸表等規則における 有価証券の表示方法	
21 製造業の会計	☆☆☆ 318
製造業の原価の流れ／製造業に固有の表示科 目／製造原価報告書（C/R）／期末仕掛品の 評価	
22 会計上の変更等	☆☆☆ 326
会計上の変更等の概要／会計方針の変更の取 扱い／表示方法の変更の取扱い／会計上の見 積りの変更の取扱い／過去の誤謬の取扱い	
索　引	342

理論編

完全無欠の総まとめ
財務諸表論

はじめに

■ 会計とは

会計とは、「情報を提供された者が適切な判断と意思決定ができるように、経済主体の経済活動を記録・測定して伝達する手続」をいい、その対象とする経済単位を何におくか、あるいは、経済活動の内容とその結果を誰のために明らかにするのかの違いにより、様々な会計分野がある。

■ 会計の種類

① 企業会計

企業会計とは、企業の経済活動の内容とその結果を、記録・測定・伝達する手続をいう。

② 財務会計

財務会計とは、企業の経済活動の内容とその結果を、企業の外部利害関係者に報告するための会計をいう。

③ 制度会計

制度会計とは、一定の法律や規則の規制のもとに行われる会計をいい、代表的なものとして、会社法に基づく会社法会計と金融商品取引法に基づく金融商品取引法会計がある。

■ 財務諸表と財務諸表論

財務諸表論は、会計学の一分野である。会計学とは、①簿記論、②財務諸表論、③原価計算論、④監査論の総称をいう。

財務諸表論は、大規模な株式会社（企業）を対象としている。企業は、出資者（投資者）を募ったり、銀行などの金融機関（債権者、なお、先の投資者と合わせて「利害関係者」という）から借り入れて、必要な資金を調達し、その資金を元手として利益を獲得していく。しかし、原理的には、企業経営を利害関係者が行うことはない。株式会社における経営は、実質的な所有者である株主から委託された経営者（取締役）が行うからである。

その場合、利害関係者は提供した資金がどのように使われ、どのような結果を生み出しているかを知る手立てをもたない。それを知る手段として用いられるのが財務諸表である。

財務諸表論とは、定期的な企業の報告手段である財務諸表が作成されるまでの各段階の考え方を研究して、そこから一定の約束事を作り上げることをねらいとする学問である。

■ 財務諸表論の二面性

財務諸表論のあるべき姿を会計理論という。しかし、会計理論はときとして現実的には企業に適合しない場合がある。そこで、その時々の状況に応じて無理のない約束事を定めて財務諸表の作成を円滑なものにすることが不可欠となる。これらの約束事に実効力をもたせるために制定された法律や規則に裏づけられた現実の姿を、会計制度（または制度会計）という。

■ 理論の学習内容

理論の出題は「会計理論」を中心に行われる。しかし、「会計理論」はあくまでも理想であり、現実の法規制に基づく会計（「制度会計」という）との間にはギャップが生じている場合もある。よって、このギャップを学ぶことも理論における大切な論点となる。

したがって、理論の学習では「会計理論」を中心に、一部「会計法規」（企業が財務諸表を作成する際に従わなければならない一定の法律や規則）の内容も学習していくこととなる。また、「会計理論」と「制度会計」の折衷的性格をもつものとして「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」があり、代表的なものとして、企業会計原則や金融商品に関する会計基準がある。これらの規定内容を理解することも理論における大切な学習内容となる。

■ 計算の学習内容

計算の出題は、現実の企業を想定した財務諸表の作成手続に関する法律や規則（会計法規）の学習が中心となる。その中でも、特に「会社法」および「会社計算規則」の規定に準拠した財務諸表の作成問題を中心に出題されている。そのため、財務諸表の計算においては、「会社法」および「会社計算規則」といった法律や規則に定める種々の約束事の正しい理解と、それに基づく作成技術が必要とされる。

ただし、「会社法」および「会社計算規則」の規定のみですべてを行うことができるわけではない。したがって、大規模な株式会社については、他の会計法規の規定を類推適用していくことになり、これらの学習もあわせて行うことが必要になる。

1 財務諸表論の全体構造 I

重要度C
★

● 学習のポイント ●

- ① 財務会計の意義
- ② 貢献会計の機能

■ 財務会計の意義

財務会計とは、企業の経済活動の内容とその結果を、企業の外部利害関係者に報告するための会計をいう。

■ 貢献会計の機能

① 説明責任履行機能

説明責任履行機能とは、株主（委託者）から拠出された資本（受託資本）に対する管理・運用の責任、すなわち受託責任を明らかにする機能をいう。

② 利害調整機能

利害調整機能とは、資産・負債・純資産の額、収益・費用・利益の額、分配可能額などの決定を通して、利害関係者の利害を調整する機能をいう。

③ 情報提供機能

情報提供機能とは、利害関係者がそれぞれの利害に基づいて、将来の行動に関する意思決定を行う上で有用な情報を提供する機能をいう。

まとめ

- ① 貢献会計の意義
→外部利害関係者に報告するための会計
- ② 貢献会計の機能
 - 1) 説明責任履行機能→受託責任を明らかにする機能
 - 2) 利害調整機能→利害関係者の利害を調整する機能
 - 3) 情報提供機能→意思決定を行う上で有用な情報を提供する機能

MEMO

1

財務諸表論の全体構造 I

2 静態論・動態論

重要度C
★

● 学習のポイント ●

静態論と動態論の特徴

① 会計の目的・計算の重点

静態論のもとでは、**債権者保護**のための企業の**債務弁済力の算定・表示**が会計の目的とされる。そのため、企業の**財産計算**が計算の重点とされる。

② 利益の計算

静態論のもとでは、**財産法**により利益が計算される。

財産法とは、**期首の純財産（正味財産）**と**期末の純財産（正味財産）**との**差額**として**利益を計算**する方法である。

③ 動態論の特徴

① 会計の目的・計算の重点

動態論のもとでは、**投資者保護**のための企業の**収益力の算定・表示**が会計の目的とされる。そのため、企業の**損益計算**が計算の重点とされる。

② 利益の計算

動態論のもとでは、**損益法**により利益が計算される。

損益法とは、**複式簿記**により**企業資本運動**を描写し、これに基づいて**収益と費用**を把握し、その**差額**として**利益を計算**する方法である。

まとめ

① 静態論の特徴

1) 会計目的・計算の重点→債権者保護→債務弁済力の算定・表示→財産計算

2) 利益の計算方法→財産法

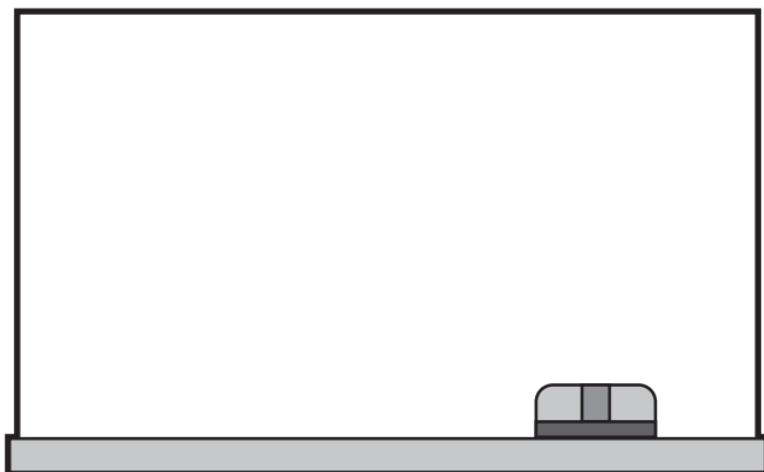
② 動態論の特徴

1) 会計目的・計算の重点→投資者保護→収益力の算定・表示→損益計算

2) 利益の計算方法→損益法

2

静态論・動態論



3 会計公準・会計原則

重要度C
★

● 学習のポイント ●

- ① 会計公準の内容を把握する
- ② 企業会計原則の設定目的や特徴を理解する
- ③ 真実性の原則について、いかにすれば真実な報告を行えるかを理解する
- ④ 正規の簿記の原則について、その要請内容、正確な会計帳簿の要件を把握する
- ⑤ 資本・利益区別の原則について、資本と利益をそれぞれどうとらえるか明確にする
- ⑥ 明瞭性の原則について、その要請内容を理解する
- ⑦ 繼続性の原則について、その要請内容と必要性および継続性の変更を理解する
- ⑧ 保守主義の原則について、その要請内容を理解する
- ⑨ 単一性の原則について、その要請内容を理解する
- ⑩ 重要性の原則について、その容認内容、重要性の判断基準、適用例を理解する

■ 会計公準の意義

会計公準とは、企業会計が行われるための**基本的的前提**をいう。

■ 会計公準の内容

- 1) **企業実体の公準**…企業実体の公準とは、**企業を会計単位とする**という前提である。
- 2) **継続企業の公準**…継続企業の公準とは、**企業が解散や倒産を前提とせず、半永久的に継続する**という前提である。
- 3) **貨幣的評価の公準**…貨幣的評価の公準とは、会計行為、すなわち、記録・測定および伝達のすべてが、**貨幣額によって行われる**という前提である。

■ 真実性の原則

① 要請内容

真実性の原則は、他の一般原則の上位に位置する最高規範であり、真実な報告を提供するために、この原則を除く、**他のすべて**

の条項を遵守することを要請している。

② 真実の意味

真実性の原則における真実とは、絶対的真実性ではなく、**相対的真実性**を意味する。

なぜなら、今日の財務諸表は、「記録された事実と会計上の慣習と個人的判断の総合的表現」であるためである。

正規の簿記の原則

① 要請内容

正規の簿記の原則は、**適正な会計処理**および**正確な会計帳簿の作成**と**誘導法による財務諸表の作成**を要請している。

② 正確な会計帳簿の要件

正確な会計帳簿とは、**網羅性**と**検証性**と**秩序性**の3つの要件を満たす会計帳簿をいう。

資本・利益区別の原則

① 要請内容

資本・利益区別の原則には、資本取引・損益取引区別の原則と資本剰余金・利益剰余金区別の原則がある。

1) 資本取引・損益取引区別の原則→**期首の自己資本そのものの増減**と、**自己資本の利用による増減**とを明確に区別することを要請している。

2) 資本剰余金・利益剰余金区別の原則→**期末自己資本内部**において、**資本取引から生じた資本剰余金**と、**損益取引から生じた利益剰余金**とを明確に区別することを要請している。

② 必要性

1) 資本取引・損益取引区別の原則→**適正な期間損益計算を行うため**には、資本の増減と損益の増減とを明確に区別することが必要となるのである。

2) 資本剰余金・利益剰余金区別の原則→**企業の財政状態および経営成績の適正な開示を行うため**には、維持拘束性を特質とする資本剰余金と処分可能性を特質とする利益剰余金を厳密に区別することが必要となるのである。

③ 資本取引と損益取引

1) 資本取引

資本取引とは**資本の増加、減少を生じさせる取引**をいう。

2) 損益取引

損益取引とは、資本を利用することにより、**収益・費用を生じさせる取引**をいう。

■ 明瞭性の原則

① 要請内容

明瞭性の原則は、財務諸表による会計情報の適正開示と明瞭表示を要請している。

② 適正開示と明瞭表示の具体例

- 1) 重要な会計方針を開示する。
- 2) 重要な後発事象を開示する。
- 3) 区分表示の原則に従う。
- 4) 総額主義の原則に従う。
- 5) 科目の設定にあたって概観性を考慮する。
- 6) 重要事項を注記によって補足する。
- 7) 重要項目には附属明細表を作成する。

③ 重要な後発事象

1) 意義

重要な後発事象とは、貸借対照表日後に発生した事象で、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすものをいう。

2) 重要な後発事象の開示

重要な後発事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

3) 重要な後発事象の開示理由

重要な後発事象を注記事項として開示することは、当該企業の将来の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況を理解するための補足情報として有用であるためである。

■ 繙続性の原則

① 要請内容

継続性の原則は、1つの会計事実について、2つ以上の会計処理の原則または手続の選択適用が認められている場合に、企業がいったん採用した会計処理の原則および手続を毎期継続して適用することを要請している。

② 必要性

継続性の原則は、経営者の利益操作を排除し、財務諸表の期間比較性を確保するために必要となる。

③ 繙続性の変更

継続性の変更は、「正当な理由」がある場合に認められる。ここに「正当な理由」とは、会計処理を変更することによって、企業会計がより合理的なものになる場合を意味する。

④ 継続性の前提の必要性

一つの会計事実について一つの会計処理の原則又は手続だけを定め、これをすべての企業に強制することは、それが合理性をもたない企業において、財務諸表の相対的真実性が保証されないとになる。

■ 保守主義の原則

① 要請内容

保守主義の原則は、ある会計処理を行うにあたって、幾通りもの判断ができる場合には、予測される将来の危険に備えて慎重な判断に基づく会計処理を行うことを要請している。

② 真実性の原則との関係

保守主義の原則は、一般に公正妥当と認められた会計処理の原則および手続の枠内で適用されている限り、真実性の原則に反するものではない。

しかし、過度の保守主義は、期間損益計算を不適正にさせる結果となるため、真実性の原則に反し認められない。

③ 適用例

- 1) 減価償却における定額法に対する定率法
- 2) 引当金の計上金額の見積り

■ 単一性の原則

① 要請内容

単一性の原則は、実質一元・形式多元を要請している。ここに、実質一元・形式多元とは、目的別に財務諸表の表示形式が異なることはかまわぬが、財務諸表の作成の基礎となる会計記録は单一であることをいう。

■ 重要性の原則

① 容認内容

重要性の原則とは、ある項目について、その科目または金額の重要性が乏しい場合に、簡便な会計処理または表示を行うことを容認するものである。

② 重要性の判断基準

重要性の有無については、利害関係者の意思決定に及ぼす影響の度合いにより判断する。すなわち、利害関係者の意思決定に影響を及ぼす事項を重要性が高いものとみなし、意思決定に影響を及ぼさない事項を重要性の乏しいものと判断するのである。

③ 適用例

- 1) 貯蔵品等のうち、重要性の乏しいものについては、その買入時または払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
- 2) 前払費用、未収収益、未払費用および前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定項目として処理しないことができる。
- 3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、計上しないことができる。
- 4) たな卸資産の付随費用のうち、重要性の乏しいものについては、取得原価に算入しないことができる。
- 5) 分割返済の定めのある長期の債権または債務のうち、期限が一年以内に到来するもので、重要性の乏しいものについては、固定資産または固定負債として表示することができる。
- 6) 特別損益に属する項目のうち、重要性の乏しいものについては、経常損益計算に含めて表示することができる。
- 7) 法人税等の更正決定等による追徴税額および還付税額のうち、重要性の乏しいものについては、当期の負担に属するものに含めて表示することができる。

まとめ

- ① 会計公準の意義
- ② 会計公準の内容
 - 1) 企業実体の公準
 - 2) 継続企業の公準
 - 3) 貨幣的評価の公準
- ③ 企業会計原則
- ④ 真実性の原則
 - 1) 要請内容→真実性の原則を除く他のすべての条項を遵守すること
 - 2) 「真実」の意味→「相対的真実性」
- ⑤ 正規の簿記の原則
 - 1) 要請内容→適正な会計処理、正確な会計帳簿の作成、誘導法に基づく財務諸表の作成
 - 2) 「正確な会計帳簿」の要件→網羅性、検証性、秩序性
- ⑥ 資本・利益区別の原則
 - 1) 要請内容
 - イ) 資本取引・損益取引区別の原則→期首自己資本そのものの増減と自己資本の利用による増減との区別

- 口) 資本剰余金・利益剰余金区別の原則→資本取引から生じた資本剰余金と、損益取引から生じた利益剰余金との区別
- 2) 必要性
 - イ) 資本取引・損益取引区別の原則→適正な期間損益計算のため
 - ロ) 資本剰余金・利益剰余金区別の原則→企業の財政状態および経営成績の適正な開示のため
- ⑦ 明瞭性の原則
要請内容→財務諸表による会計情報の適正開示と明瞭表示
- ⑧ 繼続性の原則
 - 1) 要請内容→企業がいったん採用した会計処理の原則および手続を毎期継続して適用すること
 - 2) 必要性→経営者の利益操作の排除、財務諸表の期間比較性の確保
 - 3) 繼続性の変更→「正当な理由」がある場合→企業会計がより合理的なものになる場合
- ⑨ 保守主義の原則
 - 1) 要請内容→ある会計処理を行うにあたって、幾通りもの判断ができる場合には、予測される将来の危険に備えて慎重な判断に基づく会計処理を行うこと
 - 2) 真実性の原則との関係→一般に公正妥当と認められた会計処理の原則および手続の枠内で適用されている限り、真実性の原則に反しない
- ⑩ 単一性の原則の要請内容→実質一元・形式多元
- ⑪ 重要性の原則
 - 1) 容認内容→重要性が乏しい場合に、簡便な会計処理または表示を行うことを容認
 - 2) 重要性の判断基準→利害関係者の意思決定に及ぼす影響の度合いにより判断

税理士受験シリーズ

2022年度版 財務諸表論 完全無欠の総まとめ

発行日 2021年11月20日

初版発行

編著者 TAC株式会社（税理士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09852P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。